

令和4年度開設分「認知症対応型共同生活介護事業所」開設事業者募集に関するQ&A

	件名	質問	回答	
1	サテライト事業所開設について	サテライト事業所を開設する場合の応募の流れはサテライト事業所以外を開設する場合と同様でよいか。	流れは同じです。協議書類は同様のものをご提出いただく予定ですが、追加書類が必要となる可能性があります。また、整備協議申出書へ本体事業所との位置関係がわかる地図を添付してください。	R3.4.23
2	サテライト事業所について	サテライト事業所を本体事業所と同一建物に又は同一敷地に別棟で設置することはできるか。	サテライト事業所は、地域の実情に応じて、利用者にとってより身近な地域で認知症対応型共同生活介護のサービス提供が可能になるよう設置すべきものであり、同一の建物又は同一敷地に別棟で設置することは認められません。	R3.4.23
3	事業所整備用地について	整備協議申出書提出時点で土地所有者との折衝を行っていないなければならないか。	整備協議申出書提出時点で土地所有者との折衝は必須ではありませんが、事業所整備用地の確保等に関する書類を最終整備協議書提出期限までに提出することを考慮し、ご判断ください。	R3.5.14
4	事業所整備用地について	事業所整備用地の変更はいつまで可能か。	最終整備協議書提出期限まで可能です。ただし、事業所整備用地の変更に伴って必要となる、整備協議書の修正も最終整備協議書提出期限までに行う必要があります。	R3.5.14